第３回　田川市再生可能エネルギー農山村活性化協議会　議事録

日　時：令和６年１１月２０日（水）　１４時００分～１５時１０分
場　所：田川市民会館　講座室１―１
出席者：総会員数１５名　　出席者１５名（委任状４名を含む）

１　開会

会員１５名中、委任状を含め１５名の出席で過半数を超えているため、協議会規約第１３条に基づき、総会が成立していることを報告。

２　自己紹介

３　議　事

議案第１号　会長の選任について

・会長は「田川市建設経済部長」渕誠一郎に決定。

議案第２号　規約の改正について

・「下伊田地区」、「星美台地区」「田川バイオマスエネルギー株式会社」を構成員に追加することを了承。

・副会長の定数を「１名」から「２名以内」に変更することを了承。

議案第３号　副会長の選任について

・副会長は「筑豊地区木質バイオマス推進組合」の荒木光子と「糒地区区長」の岡部康紀に決定。

４　報告事項

・事務局がこれまでの経過、今後の予定等を説明。

・質疑応答

意見　設備整備計画はいつ提出予定なのか。

回答　発電所と農業をセットでの計画になるので、両方が確定した上で、提出となる。

意見　設備整備計画の現状の経過を聞かせてもらいたい。

回答　当初より規模を縮小した計画で再度検討している。

意見　規模縮小へ変更したということを公表すべきではないか。

回答　計画がまとまり、設備整備計画が固まり次第、市へ提出する。

意見　基本計画の発電開始時期が遅れているが、基本計画の変更は行わないのか。

回答　目標を過ぎたとしても無効ではない。設備整備計画を提出された後の審議の場で修正するかどうかを会議に諮りたい。

意見　この委員会は何のためにあるのか。

回答　今後は設備整備計画の審議をしていただくため。

意見　設備整備計画を審議する会議なので、事業者と農家がどう排熱を利用するかなどの計画を提出後、この会議で審査ということか。

回答　この協議会は、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の

発電の促進に関する法律」に基づいて設置されている。設備整備計画の提出があれば、この協議会で審議することになり、承認されれば出力制御されにくい施設になる。

意見　電力会社から出力制御を要請されることはあるのか。

回答　発電所の担当課ではないので、はっきりとしたことは言えないが、電力会社が買わなければ、事実上停止することになると思う。

意見　計画の中に景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行うと記載されているが、これは発電所のことか、ハウスのことか。

回答　発電所も含んだところであるが、発電所かハウスかを限定しているわけではない。基本的には発電所が景観を損なわないようにという認識と考えている。

意見　地元としては、景観が悪くなっていると思っている。これに対する配慮は行われているのか。

回答　当初の計画ではプラントや煙突がまだ高い設計となっていたが、景観を損なう恐れがあるということで、プラントや煙突の高さを制限した。今後も景観に配慮したような施設となるような努力はしてもらいたい。

5　その他

意見　この協議会は、次いつ行われるとかは決まっているのか。

回答　設備整備計画の提出時期が決まれば、次の協議会を開くことになる。

意見　この会議は非公開なのか。

回答　この会議は傍聴規定を定めていない。結果は、インターネットで公開する。

意見　今後、会議の際に公開になって、ネットに流れることはあるのか。

回答　会議をネットに流すことはない。傍聴規定がないので非公開ではないが、傍聴をする予定はない。

意見　傍聴規定がなければ、公開するほうが原則ではないか。希望者がいればの話ではあるが、そこは間口を狭めないでいただきたい。

回答　傍聴を希望する方がいた場合は、協議会で審議してもらう。

意見　この会議は農山村の活性化を図るために開く会議ということでよいのか。

回答　その通りである。農業での排熱利用が、いかに活性化に繋がるかということを視点に審議をしてもらいたい。

意見　農業、林業の活性化も図るために、バイオマス発電をするわけで、使用する材木に基準はあるのか。

回答　国内産の材木でなければいけない。林地残材をそのまま捨てるとメタンガス、CO2の排出のもとになる。電気に変え、熱を利用することで持続可能な社会の一つになる。山から材を出す業者、それをチップにする業者、どこの山から出てきた木材かどのような処理をしているのか分かるようになっている。

意見　個人で間伐をして放置された残材などを取に来てくれる業者はいるのか。

回答　基本的にはできない。申請された山、許可を得ている山でないといけない。

意見　林地残材を集める業者とかはいないのか。

回答　バイオマス推進組合は、森林組合が会員となっているが、田川市郡には組合がない市町村もある。しかし、森林環境譲与税を使って、森林整備は進められている

中で、個人の山は個人の方で管理して、残材が放置されたままの山は多くある。これを解決するために残材を利用するバイオマス発電を思い立った。未利用材を発電に変えることがメリットと思った。今回の発電所は他の地域のバイオマス発電に比べると小規模な計画である。林業、農業と含めて発展させていきたい。

田川市再生可能エネルギー農山村活性化協議会

R6.11.20　　（令和6年11月20日現在）

	構　成　員	役職	氏名	主な役割（再エネ法手引きより）
市（行政）	田川市	建設経済部長	渕　誠一郎	・協議会の主宰 ・基本計画の作成
農林漁業団体	有限会社ほしい農事組合	代表取締役	野中　栄蔵	・発電設備の整備予定地やその周辺地域における農林漁業生産の状況・計画の説明 ・「農林漁業の健全な発展に資する取組」への知見の提供や協働
	筑豊地区木質バイオマス推進組合	会長	荒木　光子	
	有限会社九州バーク運輸	代表取締役	林　晃一	
	田川農業協同組合	営農部長	永末　智	
事業者	田川バイオマスエネルギー株式会社	取締役所長	池田　勝喜	・発電設備の整備計画、予定している「農林漁業の健全な発展に資する取組」の内容を説明
	南国殖産株式会社	課長	尾堂　正和	
	加賀デバイス株式会社	部長	大橋　一真	
関係住民	地元区長等（糒地区）	区長	岡部　康紀	・発電設備が居住地域に整備される場合、自然環境、生活環境等への影響を踏まえたものとなるよう意見の表明 ・市民出資等を通じた協働
	地元区長等（下伊田地区）	区長	小園　義一	
	地元区長等（星美台地区）	区長	花石　恵子	
	糒地区水利委員会	事務局長	迫矢　節郎	
		会計	朝香　義典	
県（行政）	福岡県飯塚農林事務所関係課	農山村振興課長	小野　晴美	・関係法令等に関する助言 ・「農林漁業の健全な発展に資する取組」への知見の提供
		林業振興課 普及係長	岡本　誠次	
学識経験者	福岡県飯塚農林事務所 田川普及指導センター	園芸課長	高島　英司	・再生可能エネルギーや地域活性化などに関する専門的な知識の提供や協働
	株式会社森のエネルギー研究所	九州営業所長	佐藤　政宗	
	CoCoテラスたがわ株式会社	代表取締役	牟田　俊介	

オブザーバー	農林水産省　九州農政局 生産部　環境・技術課	課長補佐	片岡　聖一	・農山漁村再生可能エネルギー法の活用に係る支援 ・他地域における再生可能エネルギー発電に係る取組の紹介
		係長	小山　陽生	

事務局	田川市　農政課			協議会に係る事務